

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日	時	令和3年9月7日(火) 午前10時00分～午前11時40分				
②	会	場	大洲市役所 2階大ホール				
③	出席委員	※農業委員のみ参集					
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3		4	藤田秀美
5		6	台越正洋	7	菊池啓二	8	
9		10	幸野登吉	11		12	
13	矢野正祥	14	山首憲市	15		16	
17	高岡利典	18	山中千鶴	19		20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23		24	
25		26	田中賢寿	27		28	
29	大本昭裕	30	武知由美子	31		32	
33	坂幹幸	34	久保壽男	35		36	
37		38		39	請田竹男		
④	欠席委員						
⑤	遅刻委員						
⑥	事務局	久保事務局長		冨永次長		都築専門員(農政)	
		菊池係長(農地)		菊地主査(農政)			
⑦	農林水産課	菊池課長		竹田課長補佐		大田主事	
⑧	会議の内容	議案第64号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第65号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第66号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第67号	農地転用事業計画変更申請について				
		議案第68号	農用地利用集積計画の決定について				
		議案第69号	農用地利用配分計画(案)について				

事務局（局長） 只今から、令和3年第9回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 （会長挨拶）

事務局（局長） ありがとうございます。それでは、議案審議に移ります。会議規則第3条により、幸野会長に議長をお願いいたします。

議 長（会長） それでは、本日の会議を開きます。
出席委員は、農業委員19名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、1番 池田幸二委員と4番 藤田秀美委員を指名いたします。
次に、日程第2 書記の指名を行います。
本日の会議の書記に、事務局の菊地主査を指名いたします。
それでは、日程第3 議案審議に入ります。
まず、議案第64号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長） 議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。議案書1ページをご覧ください。
1番、平野町野田の土地、樹園地2筆・747㎡は売買による所有権の移転になります。
所有権移転後も現状を引き継ぎ、果樹等を栽培する予定です。
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。
2番、柴の土地、田1筆・2,014㎡及び畑3筆・1,197㎡も売買による所有権の移転です。
現状については水稻、野菜等の栽培を行っていますが、将来的には田にビニールハウスを建設し、いちご栽培を予定しています。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
以上、2件のご審議をよろしく申し上げます。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番 失礼します。〇〇推進委員が総会に出席されていませんので、代読させていただきます。
それでは、1番案件の説明をいたします。議案説明資料2ページも参考にしてください。
1番案件は、売買による所有権移転になります。申請地は、平野公民館から南西に約2.5kmの譲受人の自宅付近にある樹園地2筆になります。現在も栗などが植えられており、良好に管理されています。
農業は譲受人本人が年間を通して従事しますが、これまでに耕作に関する問題はありません。
その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係ま

での規定に該当する事項はありません。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

2 番。

30 番

2 番案件について説明いたします。〇〇推進委員さんが総会に出席されていないため、私の方で代読させていただきます。議案説明資料 3 ページも併せてご覧ください。

売買による所有権の移転です。譲受人は現在松山市に住んでいますが、今回、住宅及び農地等を購入し、大洲市に転居する予定になっています。これまで 2 年程度、市内の農業法人で農業に従事していましたが、今後は自分で農業経営を開始していきたいとの意向で申請に至っています。

申請地は白滝公民館柴分館の周辺にあり、田については整備を行い、ビニールハウスを設置予定です。畑については、野菜や果樹を栽培する計画になっています。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号関係から第 7 号関係までの規定に該当する事項はありません。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 (会長)

地元の委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 65 号『農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (農地係長)

失礼いたします。議案第 65 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書 2 ページ並びに別紙議案説明資料の 4 ページから 11 ページまでを併せてご覧ください。

1 番、平野町野田の土地 1 筆です。申請地周辺所有者より露天駐車場に利用したいとの要望を受けたところ、申請人も高齢で農作業が困難な状況にあるため、貸露天駐車場に造成するものであります。

申請地は、6 ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から南西に約 3.3 km のところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料の 4 ページをご確認ください。

2 番、八多喜町の土地 3 筆です。申請人の居宅敷地と申請地を、駐車

場や通路等に造成して拡張し、一体利用するものであります。

申請地は、10ページの地番地目図に示した赤線の部分で、大洲市内中心部から北に約6.7kmのところのところに位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

なお、申請地では、平成7年3月に敷地の一部として造成するなど既に利用をされていることから、このことについては申請人より始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料8ページをご確認ください。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

事務局（農地係長）

1番案件は、〇〇推進委員にご報告を頂く予定でしたが、本日は出席されておりません。委員より説明原稿をお預かりしておりますので、調査報告を代読させていただきます。

それでは、1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の4ページから7ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可有り次第、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないものと思われれます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地周辺は市道や宅地となっており、今回の造成による影響はないと思われるため、問題はないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

2番。

22番

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。議案説明資料の8ページから11ページまでをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、議案説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、先程事務局から説明がありましたように、既に造成をして利用されており、この件につきましては、違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされています。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する農地所有者の同意は得ておりますし、今後においても居宅の敷地として現状に変更がないことから、問題はないと思えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当して追認許可はやむを得ないものであると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 (会長) 地元の委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。
次に、議案第66号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 (次長) 失礼いたします。議案第66号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。
議案書3ページ並びに別紙議案説明資料12ページから18ページまでを併せてご覧ください。
1番、平野町平地の土地270㎡の案件は、申請地は譲受人の住宅の隣接地にあり、ここへ物干場及び物置等を設置するために、申請地を取得しようとするものです。
ここで訂正がございます。この申請地の農地区分は、「2」ではなく「3」ですので、議案書の訂正をお願いいたします。
では、説明を続けます。農地区分は、大洲市中心部から南西に約2.8kmのところの位置し、300m以内にJR伊予平野駅が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。
したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。
なお、申請地に既に物置を設置し、花木を植栽している違反転用の状態ですが、譲渡人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認許可をお願いいたします。
2番、菅田町大竹の土地433㎡の案件は、譲受人の子供の成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、申請地を譲り受けて自己住宅を建築しようとするものです。
農地区分は、大洲市中心部から南東に約4.0kmのところの位置し、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。
したがって、立地基準の代替性と一般基準についてご審議をお願いいたします。
以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

7番 それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の12ページから14ページまでを参考にしてください。
申請地は13ページの位置図のとおり、平野小学校の北北西に隣接す

る農地になります。

まず、立地基準については、事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、既に違反転用の状態にあり、転用は確実なものと言えます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地はありませんので、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、物置の設置や花木の植栽の違反転用に関しましては、譲渡人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いたしま。

議 長 (会長)

2 番。

1 3 番

それでは、2番案件の調査結果をご報告いたしま。議案説明資料の15ページから18ページまでを参考にしてください。

申請地は16ページの位置図のとおり、菅田公民館から南西へ約2.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については報告書記載のとおりであり、特に問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金及び借入金にて着工したいとのことであり、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、17ページの地番地目図のとおり、申請地の隣接に農地がありますが、隣接農地所有者の同意を得ているとのことであり、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いたしま。

議 長 (会長)

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員

(質疑なし)

議 長 (会長)

特に、ご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委 員

(異議なし)

議 長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第67号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたしま。

事務局の説明を求めま。

事務局 (次長)

失礼いたしま。議案第67号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙議案説明資料19ページから22ページまでを併せてご覧ください。

1番、柚木の土地73㎡の案件は、令和2年9月24日付けで転用許可となっている案件です。

物干し場の面積を縮小し、運動スペースを造るため、土地利用計画の変更をしようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南東に約0.8kmのところに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

したがって、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、写真にありますように、既に工事が完了しておりますが、これについて申請人より始末書が提出され、本人も反省しておりますので、追認のうえ変更承認をお願いいたします。

以上、1件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。

1番

それでは、1番案件の調査結果をご報告いたします。議案説明資料の19ページから22ページまでを参考にしてください。

申請地は20ページの位置図のとおり、大洲南中学校から南東へ約800mに位置する農地になります。本件は事務局報告のとおり、令和2年9月に転用許可されている案件です。

変更内容は、物干し場の面積を縮小し運動スペースを造るため、土地利用計画の変更をしようとするものです。

立地基準・一般基準につきましては、議案説明資料に記載のとおり、特に問題はないものと思われま。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、計画変更はやむを得ないものと考えます。また、本件は既に工事が完了しており、これについて申請人より始末書が提出され、本人も反省しているようですので、追認許可はやむを得ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第68号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長）

議案第6・8号「農用地利用集積計画の決定について」ご説明します。議案書の5ページをご覧ください。新規案件のみを説明させていただきます。

5番、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定します。

その他の案件は再設定になりますので、ご確認をお願いします。

以上、利用権設定・件筆数、7件・8筆、利用権設定総面積、17,751㎡。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、議案第69号『農用地利用配分計画(案)について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼係長）

議案第69号「農用地利用配分計画（案）について」ご説明します。議案書7ページをご覧ください。

本議案では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が中間管理権の設定を受けた農地を借受希望者に貸借する計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、大洲市長より意見を求められていることから、ご審議をお願いするものです。

1番、野佐来の土地、田89筆・72,183.78㎡及び畑42筆・11,450.76㎡は、水稻及び野菜を栽培するために使用賃借権を17年間設定しようとするものです。

この件につきましては、前回、第8回定例総会において、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対して、農用地利用集積計画の決定を行った案件によるものです。

なお、利用権の設定を受ける者は、主に地元で農業を営む者を中心として新たに設立された農事組合法人であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特に、ご質疑もないようですので、本案を原案のとおり認めることに、ご異議ありませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり認めることにいたします。
以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。